

ウェブサイト管理運用規定

「品質と安全性に関するデータ等の自主登録規定」第6項（情報公開）により、ウェブサイトの管理運用について規定する。

1. 目的

「品質と安全性に関するデータの自主登録シートI～IV」により自主登録されたデータを一定の様式でウェブサイトに載せることによって情報公開すると共に、抗菌製品技術協議会（以下本会という）の会員及び活動に関する広報や消費者に役立つ抗菌に関連する情報発信を行い、もって会員の利益向上、関連業界の健全な発展および消費者の生活向上に寄与することを目的とする。

2. ウェブサイトに関する業務

事務局は、第1項の目的を達成するためにウェブサイトに関する次の業務を行う。なお、理事会の承認を得て、業務の一部を外部に委託することができる。

- (1) 「会員名リスト」の作成、追加、訂正および削除などの管理業務。
- (2) 「登録抗菌剤、抗菌加工製品リスト」ページの作成、追加、訂正および削除などの管理業務。
- (3) 「登録防カビ剤、防カビ加工製品リストページ」の作成、追加、訂正および削除などの管理業務。
- (4) 「本会が認定する試験事業者名リストページ」の作成、追加、訂正および削除などの管理業務。
- (5) 「本会の定款、規定、試験法、運用マニュアルページ」の作成、追加、訂正および削除などの管理業務。
- (6) 「入会方法に関するページ」の作成、追加、訂正および削除などの管理業務。
- (7) 「Q & Aに関するページ」の作成、追加、訂正および削除などの管理業務。
- (8) 「ニュース、各委員会活動状況、会長挨拶等を含む本会の広報などに関するページ」の作成、追加、訂正および削除などの管理業務。
- (9) 抗菌・防カビに関連する情報発信ページの作成、追加、訂正および削除などの管理業務。
- (10) ウェブサイトでの電子メール等による問い合わせの窓口。
- (11) 事務局設置のインターネット、電子メールおよびパソコン等の維持管理業務。
- (12) その他、第1項の目的達成に必要な業務として理事会が承認した業務。

3. 各リストの記載項目

第2項(1)から(3)の各リストの記載項目は次の通りとする。

- (1) 「会員名リスト」
 - ① 会員番号
 - ② 会員名およびそのロゴマーク
 - ③ 会員企業・団体HPへのリンク

(2) 「登録抗菌剤及び抗菌加工製品リスト」

- ① 登録製品番号
- ② 分類（用途）名
- ③ 品名
- ④ 品番
- ⑤ 登録した会員名

(3) 「登録防カビ剤及び防カビ加工製品リスト」

○ ポジティブリストに掲載された防カビ剤

非会員向けページには①～④を、会員向けページには①、②のi)、③のi) 及び④～

⑦を掲載する

- ① 登録番号
- ② 登録者情報
 - i) 申請会社名
 - ii) 所在地
 - iii) 担当部署
 - iv) 電話番号
 - v) Fax番号)
- ③ 製品内容
 - i) 製品名
 - ii) 化学品名（化学品名もしくは分類表中の中分類名または非開示）
 - iii) 一般目（一般名または分類表中の大分類名）
- ④ 製品内容
 - i) 有効成分濃度
 - ii) C A S 番号
 - iii) 化審法番号
 - iv) 該当法令
- ⑤ 防カビ効果（最小発育阻止濃度MIC－菌種、菌株No.、試験結果）
- ⑥ 製品使用制限情報
 - 次のi) またはii) のいずれか及びiii)の記載を必須とする。
 - i) 推奨添加量（最大可能配合量）
 - ii) 各試験条件に応じた最大配合量（使用条件、最大条件配合量）
 - iii) 使用禁止用途
- ⑦ 安全性／環境影響情報
 - 次のi)、ii)、iii)、iv) 及びvi) は必須記載項目。
 - i) 急性経口毒性
 - ii) 皮膚一次刺激性
 - iii) 変異原性

機密保持レベル D

- iv) 皮膚感作性
- v) 高次発ガン性試験または遺伝毒性
- vi) 魚毒性
- vii) オクタノール／水分配係数
- ⑧BOD／COD

○防カビ加工製品リスト

- ①登録製品番号
- ②分類（用途）名
- ③品名
- ④品番
- ⑤登録会員名

(4) 「本会が認定する試験事業者名リスト」

- ①JNLA認定番号
- ②試験所名
- ③担当者名
- ④問い合わせ先（電話、Fax）

4. ウェブサイトの更新

- (1)ウェブサイトは、事務局の判断のもとに、必要に応じて更新することができる。
- (2)事務局は、非会員又は会員に対し、本会の行事予定、活動方針、活動計画及びその結果等広報すべき情報は、適宜ウェブサイト上に掲載しなければならない。
- (3)事務局は、新たに会員が入会した場合、新たに抗菌剤、防カビ剤、抗菌加工製品又は防カビ加工製品が登録された場合は速やかにウェブサイト上に掲載しなければならない。

5. 電子メール等による問い合わせ対応

- (1)事務局は毎日電子メールをチェックし、適宜、対応処理しなければならない。すべての電子メールを分類保存し、一定期間毎にバックアップを取り2年間保管する。
- (2)対応処理するに当たり、幹事会、理事会、担当の委員会（複数）等に相談する必要があると判断した場合には、早急に転送しその処理について意見を求め、その結論に従って処理する。

6. 罰則

事務局は、次の各号の一に該当するときは速やかに常任理事会又は理事会に報告し、掲載の中止、削除、修正、その他必要な措置を取るものとする。

- (1) 掲示内容の元データである「品質と安全性に関するデータ等の自主登録シート」などの内容に虚偽があったとき。
- (2) 掲示内容に虚偽があると判断されるとき。
- (3) その他、本会の信用を著しく失墜させ、または失墜させる行為を行ったとき。

機密保持レベル D

制定：平成10年11月30日

改訂：平成15年05月15日

改訂：平成18年12月14日

暫定改訂：平成26年9月18日